

令和元年度 第1回 碧南市地域自立支援協議会 会議録

1 日時

令和元年6月25日(火) 午後1時30分から午後3時45分まで

2 場所

へきなん福祉センターあいくる会議室1・2・3

3 出席者

(1) 委員等 21名

碧南市社会福祉協議会 山田 正教(委員長)

碧南市手をつなぐ育成会 牧野 昭彦(職務代理)

日本福祉大学教授 青木 聖久

碧南市身体障害者福祉協会 鈴木 たか子

碧南市民生委員児童委員協議会 三田 恒夫

NPO法人ハートフルあおみ 水野 啓章

刈谷公共職業安定所碧南出張所 斎藤 健一

愛知県衣浦東部保健所 橋本 靖

愛知県刈谷児童相談センター 大賀 奈々

愛知県立安城特別支援学校 安藤 嘉朗

愛知県立ひいらぎ特別支援学校 小林 智子(代理: 鋤田 素羽)

碧南市小中学校校長会 神谷 晃

親子の会「カラフル」 鈴木 由記

身体に障害のある子の親子の会「すまいる」 永井 美幸

ほっとまんまピアサポーター 杉浦 有美

スギ製菓株式会社 杉浦 信秀

西三河南部西障害者就業・生活支援センターくるくる 加藤 正昭

刈谷病院 水野 美香

ふれあい工房アルゴ及びガイア相談支援センター 雲出 佑

碧南ふれあい作業所 竹内 涼

西三河南部西圏域アドバイザー 大南 友幸

(2) 事務局職員

ア 市職員

福祉こども部長 遠山 隆夫

福祉課長 杉浦 浩二

福祉課社会福祉係長 河原 睦

福祉課社会福祉係主事 杉浦 久美子

福祉課社会福祉係主事 澤田 直也

イ 碧南市社会福祉協議会職員

地域福祉課長 杉浦 利男

地域福祉課地域福祉担当係長 野中 和彦

地域福祉課地域福祉係主査 古川 裕隆

地域福祉課地域福祉係主査 小島 誠司

地域福祉課地域福祉係主事 天野 好美

地域福祉課地域福祉係主事 久村 明弘

4 傍聴者

0人

5 議題

- (1) 障害福祉サービス等の提供実績について
- (2) 基幹相談支援センターの実績について
- (3) 碧南市地域自立支援協議会各作業部会の実績報告及び今年度の取組について
- (4) その他

6 議事の要旨

(1) あいさつ（山田会長）

(2) 議題

ア 障害福祉サービス等の提供実績について

事務局が会議資料に基づき説明し、その後審議した。

<主な意見・質疑>

A委員：サービス利用対象者の障害種別について、視覚や聴覚などの部位ごとの増減等の現状把握やそれに基づく方針の検討は。

事務局：障害福祉計画等における計画値等の設定は、サービス利用実績値のみであり、障害福祉サービスの利用は手帳の種別によってのみで決められるわけではないため資料上には表れてはいないが、手帳の取得者の状況等については把握しており、それらの社会情勢を踏まえて方針は検討している。

B委員：障害児通所支援事業の課題などにおいて、状況把握など困難とされているが、ここ数年同じ状況が続いており、課題解決に向かっているのかが良く分からない。最近の報道などでは、児童虐待の防止などにも向けて、警察と児童相談センターなどが情報共有を進められているとのこと。ど

のような状態からが医療的ケア児かの線引きは難しいとのことだが、症状として明らかに医療的ケア児である児童もおり、線引きが難しくとも明らかに情報共有が必要である対象者についてだけでも、医療機関から市役所や児童相談センター、保健所などの行政機関や相談支援専門員などの相談を受け付けることのできる専門機関と情報共有をしていくことが出来れば、地域で大変な思いをしながらも孤立してしまう人を少なくすることが出来るのではないか。支援が困難な児童に対して、必ずしも何らかの相談機関に必然的に繋がる事が出来る訳ではなく、また、相談をしに出向くための精神的なエネルギーがあり時間にも余裕があることも必要となるため、専門関係機関側から支援の手をのばしていく必要があると思う。

事務局：現状では、こども課や保健センターなどとも連携し、気になる家庭やその児童についての情報は、児童虐待の防止などの目的もあり、連携強化に努めてはいるものの、状況把握が全ては出来ていないのが現状である。その対応も含めて、こども部会において協議検討を行う場を設定するとともに、医療的ケア児に対する関連分野支援を調整するコーディネーターの配置については、市役所に1名、基幹相談支援センターに1名の計2名配置した。今後、この協議の場やコーディネーターによって課題解決に向けた検討を進めていきたい。

C委員：児童虐待に関しては、警察との情報共有に関する取り組みが進められている。虐待関係の案件以外についても、相談対応が必要な人でも相談できる機会が届いていない方も多くいると思われるため、言われた様な情報共有が進んでいけば、課題解決には近づけるのではないかと思う。

D委員：本協議会で主に取り上げるものは障害福祉計画に掲げる法定サービスであり、また法定サービスでは支援の幅に限界がある。地域におけるつながりなどインフォーマルな支援がしっかりと機能し、法定サービスとの有機的な連携が行われていくことが重要である。また行政としては、サービス利用量などの数値情報は多くあり、議題でも取り上げられているが、数値以外の、福祉現場においてどのような声があるかといったことを、福祉現場の当事者の方々が把握し、行政などに伝えていくことが、地域課題の解決に向けては重要である。現在の計画においても、如何に行政サービスだけでなくそれ以外のものともつながっていくかということが論点に挙げられている。訪問系サービスの項目に記載のある専門分

野の必要性についても、新たに障害を持つこととなった人が増えたということより、元々地域に居た発達障害や精神障害のある人が、地域で認知され、また相談を求める声を上げることができるようになってきたことが要因のではないかと考えられ、数値に表れない現場の声を如何に地域から拾い上げていくかが必要であることが窺える。

E 委員：医療的ケア児に対する支援については、全国的にどの自治体でも対策や対策に向けた検討がなかなか進んでいないという状況があり、国や愛知県の自立支援協議会などにおいても、状況把握を進めていく方針を立てている。他の委員が言われたとおり医療機関との連携が重要である中で、保健所とも一緒になって協議検討を進めていくことが重要であると思われる。

会 長：全国的にも整備が進んでいない分野であると思うが、市には草の根的にでも引き続き一步ずつでも改善に向けて進めていってほしい。

イ 基幹相談支援センターの実績について

事務局が会議資料に基づき説明し、その後審議した。

<主な意見・質疑>

特に意見等なし。

ウ 碧南市地域自立支援協議会各作業部会の実績報告及び今年度の取組について

各部長及び事務局が会議資料に基づき説明し、その後審議した。

<主な意見・質疑>

(ア) 事業所部会について

F 委員：今年度から新しく施行された施設整備に関する規程について、国庫等からの補助制度もあったかと思うが、それらとの関係性は。

事務局：新しい規程については、国庫等の他の補助事業に該当しない案件を補助対象事業としており、市の単独事業として国庫等の補助を財源とせず行っていくものとしている。

(イ) 権利擁護部会について

G 委員：市内の全事業所に対し訪問等したとのことであるが、実際行ってみての感想は。

事務局：チェックリストの状況からとしては、第3者評価の実施が金銭的な問題もあり低調であること、事業所と地域とのつながりが希薄であること、事業所従業員の職務上の問題をなかなか相談解消していくことが難しくストレス対策が困難であること、などが多く伺えた。

実際に訪問した状況からとしては、虐待の対応状況の聞き取りに合わせて事業所従業員から日頃の職務の中での悩み相談なども行ったが、大きな法人については虐待対応も含め、権利擁護に対する体制整備がなされていること、小さな法人については各従業員が管理者等と風通し良くコミュニケーションが図れていること、虐待や困難事例など大きな事案に対してはしっかり努めている一方で、日々の細かな事業所内の状況について把握徹底や、訪問系の事業所については、支援現場では支援者と利用者が一対一となるため、従業員がストレスを抱え込まないよう、日頃の支援状況を共有するなど配慮していること、生活介護やグループホームなどで入浴等の身体介護を行う際には、身体的虐待や気づかないうちの怪我などの痕跡の確認も行っていること、児童系の事業所からは、保護者からも児童に対する愛情を感じられ、事業所とも協力して療育に取り組んでいる家庭が多いこと、また保護者の育児上などの相談にも、送迎などの時間を活用して、対応しているということ、などが結果として多くうかがえた。

G委員：一カ所一回ずつの訪問でも様々な状況把握で出来ており、訪問の成果としては大きなものであると感じる。また福祉従業者に対して小さな悩み相談が出来る手段も設け、支援者に優しい環境を作ることで、支援者が利用者に対し、悩みを聞き受けたりできる利用者には優しい環境を提供できるようになり、虐待防止などにつながると言われている。今後とも、杓子定規な事業所監査等だけでなく、このような取り組みを続けていってほしい。

(ウ) 就労支援部会について

H委員：今年度のセミナーなどの実施予定は。

事務局：現段階では具体的な内容や日程はまだ決まっていない。

7月に開催予定のコアメンバー会議にて決めていきたいと考えている。

(エ) こども部会について

I委員：外国籍の方が増えてきていると思うが、外国籍の方の事業参加の状況や、外国籍の方を対象とした支援策の検討などは行っているか。

事務局：市全体としても外国籍世帯数が増えているところは把握しているが現状では、事業参加の状況は乏しく、外国籍の方を対象を絞った特段の支援策の検討は行っていない。

I委員：特別支援学校などでも色々な電子機器ソフトなどを活用し対応にあた

っているが、かなり苦慮していると聞いている。行政としても状況を共有しながら対応を検討して行ってほしい。

J委員：市内の親の会などの当事者関係団体の状況は。

事務局：本協議会の委員も選出している「カラフル」、「すまいる」の他、ダウン症の親の会である「のんちゃんの会」など5団体程は把握しているが、独自展開されている団体が他にも市内にあるかもしれない。

J委員：把握している関係団体間の情報共有の状況については。

事務局：団体間の情報共有を主目的としている訳ではないが、放課後等の居場所の検討の場に参加していただいております、その場が情報共有の場としても機能している様子が窺えている。

K委員：議題（1）でも情報共有について課題提議があったが、こども部会等に関して、教育機関との情報共有の方針は。

事務局：基幹相談支援センター及びこども部会としては、現段階では、各学校ごとで福祉事業に対する状況が異なっているため、各学校ごとの状況を再度精査し、把握するところから始める必要があると考えている。

(オ) 障害者災害時支援部会について

L委員：今年度の総合防災訓練における当事者の参加予定は。

事務局：安城特別支援学校の保護者会である「みどり会」や親子の会「カラフル」などに、今後呼びかけていく予定。

M委員：ヘルプマークとヘルプカードの違いは。

事務局：ヘルプマークは、カバンなどの所持品に付け、日常的な支援協力を呼びかける目的のものであり、ヘルプカードは各個人の要支援情報などを記載して持ち歩き、必要な時などに提示することで支援協力を呼びかけることを目的としたものが多い。

N委員：ヘルプカードの活用方法について、対象者の日常的なヘルパー支援時などにも持参させる必要があると思われるが、市としての運用方針は。また、持ち合わせていなかったときなどへの方針は。

事務局：基本的には、常時携帯してもらおうものとして、概要は規格統一して個人ごとに内容工夫の出来るものを検討している。昨年度の総合防災訓練の際には試行用のヘルプカードにて検証したが、今年度中に本格運用版のヘルプカードを作成し、運用方法も含めて周知を進めていきたい。

O委員：個人の要支援情報などをヘルプマークに記載することは出来るのか。

事務局：現在配布しているヘルプマークには、マークに貼付する罫線付きのシールが付属されており、自身で自由記載することが出来る仕様となっている。

Q委員：ヘルプマークをカードが入れられるようなポケットが付いているものにて配布することは出来ないか。

事務局：現在配布しているヘルプマークは、東京都が作成したものをもとに、愛知県にて統一的に作成し、配布しているものであるため、このヘルプマークを別のものにするには難しい。また、使用用途も平常時に外からは分からない障害などをお持ちの方がその情報を発信するものであるため、市としては災害時においても、必要な支援を伝えて行くことを用途としたものとして、市独自でヘルプカードの作成を検討していきたいと考えている。

R委員：ヘルプマークの配布方法は。

事務局：碧南市では、市役所内福祉課、保健センター及び社会福祉協議会の窓口にて配布している。本人の取得希望があれば、実際に窓口にて受領することは代理の方でも対応している。

S委員：災害時避難行動要援護者台帳の登載状況は。

事務局：身体障害の1級及び2級、療育手帳のA判定及びB判定並びに精神保健福祉手帳の1級及び2級の方については、全員台帳登載はされている。個別の同意を得た上での関係機関への情報提供や、個別支援計画の内容などの状況については、個人ごとに異なっているため、支援施策の充実を図って参りたい。

T委員：行政の防災訓練に参加することやヘルプカードの有用性について試験検証を進めることは、とても効果的な取り組みであると思う。平時の安定している時に、災害緊急時の行動計画などを自身で考えておき、非常時の精神的に不安定となりやすい事態に備えたり、災害時に個人情報等を記載した書類が損失して確認出来ない事態も想定し、インターネット上に保存するなどという、先進的な取り組みをしているところもあるため、参考としていってほしい。

(カ) 地域生活支援部会について

U委員：精神障害者の家族懇談会の現場の状況は。

事務局：各自が近況報告をしあう中で、気になっていることを尋ねあったり、普段の生活上の悩みを共有することでストレスの軽減につながってい

ると感じている。

V委員：居場所提供事業である「ころころ」の提供方法の詳細は。

事務局：へきなん福祉センターあいくるの2階の多目的室にて場所提供をしており、社会福祉協議会の職員が対応するほか、相談対応を求める方に対しては、ボランティアスタッフと相談支援専門員での対応もしている。

V委員：利用実績も出ており大変有意義な事業であると思う。以前は保健所において開催されていた時期もあったと思うが、現在は実施されていない。また行政の専門職においては、精神障害のある方の警察騒動時などのとても不安定な状態のときに対応することは多くても、安定しているときに会う機会は限られているため、このような事業に顔を出すことによって、地域の実情を知ることも効果があると思われる。

W委員：他の自治体の取り組みでは、精神に障害ある方や専門のボランティアの方だけでなく、地域の市民一般にも開放して事業展開することで、地域の方の理解促進を図っているところもあるので、事業展開の参考としてほしい。

X委員：「ころころ」の参加者については、心身障害者福祉センターの各種講座事業にも参加されている方もおり、このつながりから、身体障害など他障害の方とも交流が来ている。

Y委員：今年度11月に精神障害者の家族会の全国大会が刈谷市内で開催を予定されている。このような場が地域でのつながりのきっかけともなると思われるので、各委員の方々においても参加をいただきたい。

(3) その他

事務局が会議資料に基づき、次回会議予定等を説明した。その他特になし。

7 まとめ（日本福祉大学 青木聖久 教授）

どういった行動を取りたい、といった表面的な要求であるディマンドではなく、その行動を取りたい理由である、根源的な要求であるニーズをしっかりと把握していくことが重要である。本日は委員の方々には活発な意見交換をしていただいていたが、こうした各立場における地域の実情としての声をあげていき、時には意見が対立した時には歩み寄ったりといったことを繰り返す中で、本質的なニーズは見えてくるものであり、障害の有無に関わらず、お互いのことへの理解が深まっていくのだと思う。委員の方々には、この意見交換での内容を持ち帰っていただき、各自の業務や活動に活かしてほしい。

以上